

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会
第2回 理事会

平成20年11月08日(土) 13:30~16:30

八汐荘

議事次第

13:30

1 開会、出席者数の確認、議事録署名人の選出 (10分)

2 議事

13:40

1) 各委員会の報告 (20分:各5分)

- ①広報委員会(資料1-1)
- ②企画委員会(資料1-2)
- ③総会準備委員会(資料1-3)
- ④選挙管理委員会(資料1-4)

14:00

2) 総会の議案と資料

- ①これまでの経緯(資料2) (10分)
- ②役員の選出(資料3) (5分)
- ③規約及び規則の制定または変更(資料4) (5分)
- ④協議会の運営体制(資料5) (30分)

14:50 ⑤事業計画案 (50分)

- ⑤-1. 20年度(資料6) (10分)
- ⑤-2. 21年度(資料7) (40分)
- ⑥その他理事会において必要と認めた事項 (5分)

15:45

3) シンポジウムについて(資料8) (40分)

16:25

4) その他

今後の予定

3 閉会

①広報委員会

- ・総会・イベントの開催に向けた、サンゴ礁保全推進協議会広報委員会の活動として、記者発表資料案を提示しました。
- ・HPは作成中（資料参照）で11月中の完成・公開を予定しており、現在は次善の策としてブログ（URL:reefconservation.blog44.fc2.com）を立ち上げこれを公開・運営しています。
(以上、前回までに報告済)
- ・沖縄県の広報媒体を使用する場合は沖縄県の事業に関係するものに限られるので、総会・イベントを沖縄県との共催とすることを企画および総会準備委員会に検討を依頼しました。
- ・各媒体の締め切り日に間に合うようにイベントの概要（資料参照）を決定頂くよう、企画および総会準備委員会へ依頼しました。

①HP「県民ガイド(イベント)」、毎週水曜日、掲示希望日の2週間前

締め切り 11月 17 日 → 掲示希望日 12月 1 日 → 開催 2008年 12月 13 日

②テレビ「うまんちゅひろば(インフォメーションコーナー)」、毎週土・日、約1分間(計3件)、放送希望週の2週間前火曜日

締め切り 11月 18 日 → 放映希望日 12月 6・7 日 → 開催 2008年 12月 13 日

③ラジオ「ラジオ県民室」、毎週月～金5分間(計3件)、放送希望週の2週間前火曜日

締め切り 11月 25 日 → 放送希望日 12月 8-12 日 → 開催 2008年 12月 13 日

④電光広報塔、毎日7:00～23:00、掲示希望日の2週間前

締め切り 11月 25 日 → 掲示希望日 12月 8-12 日 → 開催 2008年 12月 13 日

- ・今後の調整事項として以下の内容を検討予定です。

①沖縄県の広報媒体への申込みは自然保護課から依頼 → 広報委員会から自然保護課へ依頼

②県広報課への依頼文書の作成は、自然保護課で行う → 広報委員会から自然保護課へ依頼

③マスコミ等への投げ込み文書等について作成 → 広報委員会が作成し自然保護課へ依頼

- ・協議会の広報活動の一環として提案された、沖縄県、国際サンゴ礁年 2008 沖縄ワーキンググループ、地域関連団体との共同で実施してきた、サンゴ・ジュゴンに関するパネルの巡回展への共催が了承され、久米島開催から共催とし、協議会ブログで案内を掲載しました。

- ・総会・イベント開催の広報活動として「チラシ（資料参照）の作成・配布」を以下の日程で検討中です。

作業日程案

11/08 「第二回理事会-これまでの活動から報告と提案(チラシに関してもここで報告)」

11/10 ①内容・構成の検討 (-7日間)

11/17 ①内容・構成の決定、②デザインの検討、③配布先・方法の検討(-8日間)

11/25 ②デザインの決定、④製作開始 (-3日間)

11/28 ④完成、③配布先・方法の決定 (-2日間)

12/01 ⑤配布 (-12日間)

12/13 「総会・イベントの開催」

HP 作成中（公開予定 URL=coralreefconservation.web.fc2.com/home.html）

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

Okinawa Corals Conservation Council

サンゴ礁のために何か行動したい人 あつまれ!! →会員募集中

トップ

会員登録 | 会員情報 | リンク集 | 記録一覧

・会員登録 | 会員登録 | 登録料 | 会員登録

会員登録

はじめに…

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会は、サンゴ礁をまもる人を結び、活動する場です。健全なサンゴ礁を世界に残すことを目指して地元住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、研究者、NPO、行政機関など多くの会員がいます。沖縄県サンゴ礁保全推進協議会は、サンゴ礁をまもる人を結び、活動する場です。健全なサンゴ礁を世界に残すことを目指して地元住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、研究者、NPO、行政機関など多くの会員がいます。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会について

・サンゴ礁保全、再生推進協議会とは

本協議会は、沖縄にとって最も持続可能な生き残りをめざすものにて、健全なサンゴ礁を守りながら暮すことの不可避であることを尊ぶ。そして自然保護活動をめざす活動を行なっています。

→ 活動実績

新着情報

・ニュース

2005年11月29日 サーモンアート展開催

2005年6月27日 活動報告会を開催

・報告

2005年6月20日 総合セミナーを開催しました。

2005年5月13日 第二回総会を開催しました。

予定・お知らせ

2005年11月上旬 三重県伊勢の島開催予定です。

2005年11月上旬 県立水族館での展示予定です。

2005年10月上旬 三重県伊勢の島開催予定です。

沖縄県広報資料案

キャッチコピー

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会第一回総会開催記念イベント「あなたの地域を応援します-多様な主体の連携とサンゴ礁保全-」開催のお知らせ

平成20年**月**日 (**)

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 会長 西平守孝

沖縄県文化環境部自然保護課 課長 上原隆廣

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会は沖縄県と共に、12月13日（土）に沖縄産業支援センターにて、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会第一回総会開催を記念するイベント「あなたの地域を応援します-多様な主体の連携とサンゴ礁保全-」を開催します。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下協議会）は**協議会の設立経緯と内容紹介**。**協議会総会の内容と記念イベント開催の目的**。記念イベントの内容。（上の文章に盛り込むその他の keyword：民間主体、2008年国際サンゴ礁年、）

記

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会第一回総会開催記念イベント「あなたの地域を応援します-多様な主体の連携とサンゴ礁保全-」開催の概要

日時： 平成20年12月13日（土） **時間**:00 ~ **時間**:00

場所： 沖縄産業支援センター・一階大ホール-記念イベント「あなたの地域を応援します-多様な主体の連携とサンゴ礁保全」

主催： 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会、沖縄県

内容： 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会第一回総会開催を記念するイベント「あなたの地域を応援します-多様な主体の連携とサンゴ礁保全」の開催

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の代表者

会長●西平守孝

名桜大学特任教授。東北大学名誉教授。理学博士。サンゴ礁や海草藻場、マングローブ湿地などをフィールドに、生物や生物群集を観察。著書は「サンゴ礁の諸を遊ぶ」、「日本の造礁サンゴ類」、「足場の生態学」など。

1939年 石垣市生まれ

1967年 東北大学大学院理学研究科博士課程修了

副会長●中野義勝

琉球大学熱帯生物圏研究センター瀬底実験所技術専門職員。理学修士。所属学会：日本サンゴ礁学会、同保全委員会普及啓発チームリーダー、日本動物学会、日本生態学会、日本ベントス学会、日本環境教育学会、沖縄生物学会、International Society for Reef Studies（国際サンゴ礁学会）

1959年 横浜市生まれ

1988年 琉球大学大学院理学研究科修士課程生物学専攻修了

記者発表資料案

キャッシュコピー

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会第一回総会および記念イベント「あなたの地域を応援します-多様な主体の連携とサンゴ礁保全-」開催のお知らせ

平成20年**月**日 (**)

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 会長 西平守孝

沖縄県文化環境部自然保護課 課長 上原隆廣

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会、12月13日（土）に沖縄産業支援センターにて、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会第一回総会を開催し、これを記念するイベント「あなたの地域を応援します-多様な主体の連携とサンゴ礁保全-」を沖縄県との共催で開催します。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下協議会）は**協議会の設立経緯と内容紹介**。**協議会総会の内容と記念イベント開催の目的**。記念イベントの内容。（上の文章に盛り込むその他の keyword：民間主体、2008年国際サンゴ礁年、）

記

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会第一回総会開催の概要

日時： 平成20年12月13日（土） **時間**:00 ～ **時間**:00

場所： 沖縄産業支援センター・一階大ホール

主催： 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

内容： 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会総会の開催

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会第一回総会開催記念イベント「あなたの地域を応援します-多様な主体の連携とサンゴ礁保全-」開催の概要

日時： 平成20年12月13日（土） **時間**:00 ～ **時間**:00

場所： 沖縄産業支援センター・一階大ホール-記念イベント「あなたの地域を応援します-多様な主体の連携とサンゴ礁保全-」

主催： 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会、沖縄県

内容： 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会第一回総会開催記念イベント「あなたの地域を応援します-多様な主体の連携とサンゴ礁保全-」の開催

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の代表者

会長●西平守孝

名模大学特任教授。東北大学名誉教授。理学博士。サンゴ礁や海草藻場、マングローブ湿地などをフィールドに、生物や生物群集を観察。著書は「サンゴ礁の渚を遊ぶ」、「日本の造礁サンゴ類」、「足場の生態学」など。

1939年 石垣市生まれ

1967年 東北大学大学院理学研究科博士課程修了

副会長●中野義勝

琉球大学熱帯生物圏研究センター瀬底実験所技術専門職員。理学修士。所属学会：日本サンゴ礁学会、同保全委員会普及啓発チームチームリーダー、日本動物学会、日本生態学会、日本ベントス学会、日本環境教育学会、沖縄生物学会、International Society for Reef Studies (国際サンゴ礁学会)

1959年 横浜市生まれ

1988年 琉球大学大学院理学研究科修士課程生物学専攻修了

チラシ作成検討中



②企画委員会の活動進捗状況について

委員長：横井仁志

委 員：岡地賢、桜井国俊、寺田麗子、安村茂樹

(事務局担当：木村匡)

●企画委員会での検討課題

- ①規約の修正（運営・体制に関わる規約の修正及び細則の作成）
- ②総会／シンポジウムの企画（+広報委員会+総会準備委員会）：位置づけ・テーマ
- ③3月までの協議会運営
- ④平成21年度からの運営体制・保全活動の実施方法（協議会の運営・活動）

※呼びかけ文の作成（第1回理事会での選挙管理委員会からのリクエスト）

●議論の進捗状況

- ※ 呼びかけ文の作成（選挙管理委員会からのリクエスト）
 - （済み）選挙管理委員会に提出→呼びかけに使用
- ① 規約の修正（運営・体制に関わる規約の修正及び細則の作成）
 - （未）運営体制等が決まれば、それにあわせて修正及び細則の作成をすすめる
- ② 総会／シンポジウムの企画（+広報委員会+総会準備委員会）
 - （済み）委員会内（メール上）で議論→企画案を作成→総会準備委員会に送付
- ③ 3月までの協議会運営
 - （済み）自然保護課+環境科学センター+計画機構+自然環境研究センター
- ④ 平成21年度からの運営体制・保全活動の実施方法（協議会の運営・活動）
 - （途中）議論の途中のため、本日の議題に持ち込む（=議題2）④、⑤）

●持ち越された課題

●平成21年度からの運営体制

- ①事務局の設置
- ②協議会の運営体制
- ③規約の修正及び細則の作成（運営体制に合わせて必要であれば）
- ④事業計画

③総会準備委員会

■第1回総会の日時：平成20年12月13日（土） 午後2時～5時30分

①協議会総会： 午後2時～3時15分（75分）

②シンポジウム： 午後3時30分～5時30分（120分）

■会場：沖縄産業支援センター（那覇市金城）

①総会及びシンポジウム開催会場： 1階大ホール（約180名収容可能）

②交流会開催会場： 1階大ホール横「浜屋」（午後6時～7時30分）

■議案について

①規約及び規則の制定または変更について

②事業計画について

③収支予算について（上記の事業計画案に基づき作成）

④役員の選出について（役員選挙を実施）

⑤その他

■シンポジウムについて

①企画委員会から提案された基本テーマ：「あなたの地域を応援します」

②企画委員会 × 広報委員会 × 総会準備委員会 → MLによる協議調整中

※基調講演予定者の高樹沙耶氏は横井さんが窓口（出演予定可能性大）

※基調講演以外の催しとしては、参加者相互の交流を兼ねたワークショップ開催を軸に協議が進行中なので、最終案を早期に調整し、実施に向け準備が必要

③シンポジウム会場待合い空間でのパネル展示等について

（詳細については今後、広報委員会及び企画委員会と早急に協議し準備へ）

④選挙管理委員会報告

1. 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会選挙は次の日程で作業を進めている。

10月15日：公示

→公示に関わる文書を発送。

10月31日：立候補〆切

→立候補は理事に4団体。

11月6日：投票開始

→会員名簿の作成、投票用紙の発送を行った。

12月12日：投票〆切

12月13日：開票

→総会前に開票し集計する予定。

2. 開票の立会人の募集

12月13日の開票に立ち合って頂ける理事2名を募集。

開票当日のスケジュール（事務局案）

場所：産業支援センター会議室（総会会場と同じ）

日時：12月13日 10:00～

開票・集計者：選挙管理委員より2名、事務局より2名

立会人：理事より2名

3. 投票のお願い

投票に積極的に参加して頂けるよう、お願いします。

① これまでの経緯

第1回理事会（9月27日開催）で、第1回総会の開催に向けて議決された内容は次のとおり。

(1) 開催日 12月13日（土）午後2時～5時（予定）

(2) 総会に併せてシンポジウムを開催する

- ・シンポジウムは協議会メンバー及び一般参加者向けの内容とする。
- ・シンポジウム会場の待合い空間へは、サンゴ礁保全活動に関わる種々のパネル展示を行う。

(3) 役員の選出は、立候補者制により12月開催の総会に向けて事前投票により実施する。

- ・選挙管理委員会が選挙実施に向けて準備を整えることとなった。

(4) 4つの委員会を設置し、12月の総会開催に向けそれぞれの役割で、ML等を活用しながら準備を進めることになった。

- ・選挙管理委員会（上里委員長、吉田、上田、中野）
- ・企画委員会（横井委員長、安村、寺田、桜井、岡地）
- ・総会準備委員会（平井委員長、小林、宮城、平田）
- ・広報委員会（鹿熊委員長、後藤、浦崎、西平）

(5) 第1回総会の議案は次の5つを基本とすることが確認された。

- ・規約及び規則の制定または変更について
- ・業計画案について
- ・支予算案について
- ・員に選出について
- ・その他理事会において必要と認めた事項について

また、議案書は総会開催の1ヶ月前までに会員へ送付することとなった。

(6) 新規会員募集について、選挙広報を行う時点を目安にこれまでリストアップされた全ての団体等を対象に加入呼びかけを行うこととなった。

②役員の選出

1. 役員選出の手順

平成 20 年 10 月 15 日までに入会の申し込みを受けつけた団体・個人を対象に、次の日程で選挙を実施している。投票の方法は、郵送による無記名投票。

10月15日：公示
10月31日：立候補〆切
11月6日：投票開始
12月12日：投票〆切
12月13日：開票

役員の任期：平成 20 年 12 月 13 日～平成 22 年 12 月 13 日

2. 総会で承認を受ける役員

会長（1名）
副会長（1名）
理事（20名以内）
監査役（2名）

選挙結果は当日会場で配布する。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約

第1章 総則

(設置)

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会設立趣意書（別紙参照）に基づき協議会を設置する。

(名称)

第2条 この協議会は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」と称する）という。協議会が正式に発足し、活動を推進する過程で所定の方法にて協議会の呼称を決定できるものとする。

(対象区域)

第3条 協議会がサンゴ礁保全に取り組む対象区域は、沖縄県全域（沖縄県内の陸域と海域）及び奄美群島までとする。

第2章 目的及び活動

(目的)

第4条 協議会は、対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進するため、必要となる事項の協議及び活動支援などを行うことを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を基本に行うものとする。

- (1) 海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進する活動。
- (2) 地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関などのさまざまな主体と連携を深めながら、サンゴ礁の保全を横断的に推進する活動。
- (3) サンゴ礁の保全にかかわるさまざまな情報を収集し地域へ提供するとともに、地域からの要望や課題を共有し、その解決策を提案することなどにより、サンゴ礁の保全を支援する活動。
- (4) 会員や地域などを対象に、サンゴ礁の保全に関する貢献等に対する表彰。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 構成と会員

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を運営事務局に提出し、会員となる。

(権利の停止)

第7条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を理事会に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席者の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。その場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 協議会の名譽を毀損し、または目的に反する行為があったとき
- (2) 規約その他協議会の規定に反し、または協議会の秩序を乱す行為があったとき

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告
- (3) 会員が属する団体若しくは法人の解散
- (4) 解任

第 4 章 役員等

(役員)

第 11 条 協議会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 1名
- 理事 20名以内
- 監査役 2名

(役員の選任)

第 12 条 役員は、会員の中から互選により選出する。

(役員の任期)

第 13 条 役員の任期は2年を基本とする。但し、平成 20 年 6 月 28 日に選出される役員の任期については、次回の総会までとする。また、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、他の役員の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは職務を遂行する。

(役員の職務)

第 14 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務の遂行に支障があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 監査役は、協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 5 章 総会、理事会、委員会等

(総会)

第 15 条 協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は、事業年度開始後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認め、理事の 5 分の 3 以上から請求があったとき開催する。
- 4 総会は会長が招集し、総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の議決事項)

第 16 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約及び規則の制定または変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 役員の選任
- (5) 除名
- (6) 解散
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

(総会の議決方法)

第 17 条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。

- 2 会員は総会において、各 1 票の議決権を有する。但し、前条第 5 号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。
- 3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。

(理事会)

第 18 条 理事会は、必要に応じて開催する。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。
- 3 理事会の議事は、出席した理事の 5 分の 3 以上により決する。
- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決事項)

第 19 条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 諸規則の制定及び改廃に関する事項。
- (4) その他会長が必要と認める事項

(委員会)

第 20 条 協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、理事会の議を経て総会の議決により設置する。
- 3 委員会設置の議案は、会員より理事会に対して隨時提出できる。

(委員会の運営等)

第 21 条 委員会は会員の有志により構成される。

- 2 委員会には委員長を置き、会員の互選により選出する。
- 3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。
- 4 委員会の構成員並びに委員長の任期などの規定、運営は当該委員会による。

(委員会の解散)

第 22 条 委員会は、当該委員会の議を経て理事会へ届け出た上、解散することができる。

- 2 委員会の解散に係わる規定は当該委員会による。

(公開)

第 23 条 協議会の会議及び委員会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会の会議及び委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 3 協議会の会議及び委員会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。
- 4 協議会の会議及び委員会の議事結果は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある項目を除き、要旨をとりまとめて議事要旨とし、議長の承認を経てホームページ等で公開する。

第 6 章 運営事務局

(運営事務局)

第 24 条 協議会の活動を円滑に進めるための事務作業を行う運営事務局を以下の通り設置する。

- (1) 平成 20 年 6 月 28 日から平成 21 年 3 月 31 日の期間は、沖縄県文化環境部自然保護課

に運営事務局を置く。

(2) 上記の期間以降は、協議会の会議（通常総会及び臨時総会等）により運営事務局を決定する。

2 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

（運営事務局の所掌事務）

第 25 条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第 14 条に規定する総会、第 17 条の理事会及び第 19 条の委員会の議事・進行に関する事項

(2) その他協議会が付託する事項

第 7 章 補足

（経費）

第 26 条 この協議会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

（寄付金等）

第 27 条 協議会はサンゴ礁保全の推進のために、寄付金を得ることができる。

2 寄付金の使途については、第 14 条に規定する総会の出席会員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

（会計年度）

第 27 条 この協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（運営細則）

第 28 条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第 14 条に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。

附則

この規約は、平成 20 年 6 月 28 日から施行する。